

社会福祉法人ユウの家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユウの家の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び監事が監査報告書等を作成したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬
理事会出席報酬	10,000円(日額)
監査報告書作成報酬	50,000円(1回)

但し、第4条の報酬が支払われる施設の職員を兼務する理事については、本規定は適用しないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬
評議員会出席報酬	10,000円(日額)

3 理事会及び評議員会への出席等に伴い発生する交通費については、実費を支払うものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、評議員会の決議により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	10,000 円	10,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員の報酬等)

第6条 この法人の役員の報酬総額は、年間1,500,000円を超えない範囲とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2021年3月20日 改訂

別表1

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	50,000 円
理 事 業 務 報 酬 等 (月額)	10,000 円